

平成 25 年 4 月の送検事例

事例 1

街路樹剪定作業中の墜落重傷災害で造園会社を書類送検

立川労働基準監督署は、労働安全衛生法違反容疑で、造園会社及び街路樹剪定工事現場の現場代理人を平成 25 年 4 月 23 日、東京地方検察庁立川支部に書類送検した。

事件の概要

平成 24 年 10 月 1 日、立川市発注の街路樹剪定委託工事で、ユリの木に登り街路樹剪定作業を行っていた労働者が、高さ 3.4 メートルの位置から歩道上へ墜落し、頭蓋骨骨折及び胸骨骨折等の重傷を負う労働災害が発生し、現在も治療を継続している。

労働安全衛生法では、事業者に対し、高さが 2 メートル以上で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所で作業を行わせる場合に、作業を行うための床面(作業床)を設ける措置を講じることを義務付けているが、当該作業においては、高所作業車を使用する等の方法により作業床を設けることが容易であったのに、これらの墜落防止措置を講じていなかったものである。

平成 25 年 5 月の送検事例

事例 1

最低賃金法違反容疑で書類送検

中央労働基準監督署は、弁当販売業を営む個人事業主を最低賃金法違反の容疑で、平成 25 年 5 月 13 日、東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

被疑者は、東京都千代田区内において、個人で弁当販売業を営んでいた者である。

平成 22 年以降、複数の労働者から中央労働基準監督署に対し、「賃金が不払となっている」との申立がなされたことから、中央労働基準監督署において、その都度事実関係を確認の上、被疑者に対し法違反を是正するよう文書での勧告等を繰り返し行ってきたが、いずれも是正されることなく、捜査に着手した。

被疑者は、平成 23 年 5 月 21 日から同年 6 月 20 日までの賃金について、所定支払日である同年 6 月 30 日に支払わず、もってこの間に適用される東京都最低賃金額である 1 時間当たり 821 円以上の賃金額を支払わなければならないのに支払わなかった。

事例2

違法な時間外労働を行わせた自動車運送業者を書類送検

江戸川労働基準監督署は、違法な時間外労働を行わせた自動車運送業者及び代表取締役を労働基準法違反の容疑で、平成 25 年 5 月 15 日、東京地方検察庁に書類送検した。

1. 事件の概要

被疑会社は、労働基準法第 36 条に基づき労働者の過半数代表者と締結した時間外労働に関する協定（通称「36 協定」）において、1 か月間における時間外労働の限度として定めた 45 時間を超えて、同社トラック運転手に対し、平成 23 年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間、最短で 1 時間 40 分、最長で 39 時間 33 分、合計で 80 時間 48 分の違法な時間外労働を行わせていたものである。

2. 捜査の端緒

平成 23 年 10 月 4 日、同社の労働者であるトラック運転手がトラック（タンクローリー車）を運転中、静岡県内の国道において、中央分離帯の縁石に接触した後、反対車線に飛び込み、さらに転落防止のためのガードレールを突き破り、約 50 メートル下の崖下に転落して死亡する労働災害が発生した。

同社に対しては、過去にも違法な時間外労働を行っていたことからその是正を求める行政指導を行っており、同社はその指導にもかかわらず繰り返して違反行為を続けてきたものであることから捜査に着手したものである。

平成 25 年 8 月の送検事例

事例1

労災かくして道路旅客運送業者を書類送検

中央労働基準監督署は、タクシー会社とその営業所長を労働安全衛生法違反の容疑で、平成 25 年 8 月 8 日、東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

平成 24 年 2 月 14 日、会社の駐車場において、労働者がハイヤーを洗車していたところ、転倒して手首を骨折し、休業 4 日以上に及ぶ労働災害が発生した。

労働安全衛生法では、休業 4 日以上を要する労働災害について、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に労働者死傷病報告書を提出することを義務づけているが、捜査の結果、被疑者は労働災害の発生を隠ぺいするため、労働者死傷病報告書を提出しなかったことが判明した。

平成 25 年 9 月の送検事例

事例 1

労働安全衛生法違反被疑事件の送検について 労災かくして倉庫業者を書類送検

大田労働基準監督署は、倉庫業者及び同社の物流センター所長を労働安全衛生法違反の容疑で、平成 25 年 9 月 13 日、東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

平成 24 年 8 月 4 日、会社の物流センターにおいて、労働者が荷の検数作業中、バックしてきた同社の下請労働者が運転するフォークリフトに接触し、右足かかとの裂傷の傷害を負う休業 4 日以上を要する労働災害が発生した。

労働安全衛生法では、休業 4 日以上を要する労働災害について、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に労働者死傷病報告の提出を義務づけているが、捜査の結果、物流センター所長は、事故を隠蔽するため、労働者死傷病報告を大田労働基準監督署に対し提出しなかったことが判明した。

事例 2

鉄道高架橋の防風柵工事現場の墜落死亡災害で書類送検

亀戸労働基準監督署は、建設工事業者及び工事部長を労働安全衛生法違反の疑いで、平成 25 年 9 月 30 日、東京地方検察庁へ書類送検した。

事件の概要

平成 24 年 4 月 16 日、東京都江東区内の京葉線高架橋の防風柵新設工事現場において、建設工事業者の労働者(当時 19 歳)が、つり足場の組み立て作業中に足場から約 13 メートル下の運河上に墜落、同日死亡した。

捜査の結果、労働者につり足場の組み立て作業を行わせる場合は足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者の中から足場の組立て等作業主任者を選任し、作業主任者に作業の進行状況及び保護帽と安全帯の使用状況を監視させなくてはならないところ、被疑者は、選任した作業主任者が当該現場に不在であり作業の進行状況と安全帯の使用状況を監視していないことを知りながら、被災労働者らに作業をさせていたことが判明した。

平成 25 年 10 月の送検事例

事例 1

土木工事業者らを労働安全衛生法違反で書類送検

中央労働基準監督署は、建設業者及び同社の現場責任者を労働安全衛生法違反の容疑で、平成 25 年 10 月 3 日、東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

平成 25 年 5 月 31 日、東京都中央区内の下水道工事現場において、車両積載型トラッククレーンを操作し、吊り上げた荷を水平方向に移動させたところ、当該トラッククレーンが横転し、労働者 1 名が、荷の下敷きとなり、手と足を骨折する労災事故が発生した。

捜査の結果、当該トラッククレーンを操作する際には、転倒を防止するため、アウトリガー（クレーン作業時に機体を水平に支え安定性を増すため備えられた装置）を最大限に張り出さなければならなかったのに、当該措置を講じていなかったことが判明した。

事例 2

工事現場の墜落死亡災害で書類送検

亀戸労働基準監督署は、下請業者及び同社の職長を労働安全衛生法違反容疑で、平成 25 年 10 月 31 日、東京地方検察庁へ書類送検した。

事件の概要

東京都江東区内の清掃工場焼却炉補修等工事現場において、平成 25 年 1 月 10 日、現場の下請業者が労働者に廃熱ボイラー内部の清掃作業を行わせるにあたり、当該労働者が現場に設けられた架設通路から約 3 メートル下のスクリーコンベアに墜落してスクリーに巻き込まれ、同日に死亡した。

捜査の結果、被疑者は、墜落のおそれのある箇所に手すり等の設備を設けずに架設通路を労働者に使用させて作業を行わせていたことが判明した。

平成 25 年 11 月の送検事例

事例 1

労災かくしではつり工事業者を書類送検

王子労働基準監督署は、建設業者と同社取締役を労働安全衛生法違反の容疑で、平成 25 年 11 月 19 日、東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

平成 23 年 8 月 5 日、東京都北区内のマンション新築工事現場において、現場打ちで基礎杭のはつり工事を行っていたところ、労働者 A の皮手袋が、同僚が持っていた削岩機のロッドに巻き込まれ、右示指を骨折する労働災害が発生した。

同社取締役は、A が本災害により 4 日以上休業をしているにもかかわらず、所轄である王子労働基準監督署長に労働者死傷病報告書を遅滞なく提出しなかったもの。

本件は、災害の補償を受けられないとして、被災労働者 A が元請の建設業者に訴えたことにより発覚した。

平成 26 年 1 月の送検事例

事例 1

労働者が機械に巻き込まれて死亡した災害で書類送検

青梅労働基準監督署長は、自動車部品製造工場と同社取締役工場長を、労働安全衛生法違反の容疑で、平成 26 年 1 月 8 日、東京地方検察庁立川支部に書類送検した。

事件の概要

平成 24 年 12 月 20 日、自動車部品製造工場において、同社の労働者が金属加工用機械に附属する材料設置用テーブルを作業台代わりに使用して、蛍光灯の交換作業を行っていたところ、不意に作動したテーブルに巻き込まれて死亡するという労働災害が発生した。

同テーブルは、同機械の点検作業を行っていた別の労働者が誤って作動させたものであった。

労働安全衛生法では、機械の修理等の作業を行う場合は、機械を停止するとともに停止した機械を他の労働者が運転することを防止するため「修理中につき操作禁止」などの表示や起動装置に錠をかける等の機械が不意に作動することによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないとしているが、捜査の結果、工場内の安全を管理する同社取締役工場長(男性 61 歳)はかかる措置を講じないまま、労働者に作業を行わせていたことが判明した。

労災かくして穿孔工事業者を書類送検 所轄外の労働基準監督署長へ虚偽報告

足立労働基準監督署長は、建設工事業者と同社代表取締役を労働安全衛生法違反の容疑で、平成 26 年 1 月 27 日、東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

平成 24 年 5 月 22 日、群馬県太田市内の解体工事現場内において、コンクリート壁の穿孔工事を行っていたところ、労働者 A(男性、当時 32 歳)が使用していたドリルに腕をぶつけ、上腕骨等の骨膜を損傷する労働災害が発生した。

ところが、代表取締役は、平成 24 年 8 月、「会社の倉庫で負傷した」とする虚偽の労働者死傷病報告書を本社を管轄する足立労働基準監督署長に提出した。

労働安全衛生法では、休業 4 日以上を要する労働災害について、所轄労働基準監督署長に労働者死傷病報告書の提出を義務づけているが、捜査の結果、解体工事現場で発生した労働災害を隠ぺいするため、工事現場を所轄する群馬の太田労働基準監督署長に労働者死傷病報告書を提出せず、虚偽の労働者死傷病報告書を足立労働基準監督署長に提出したことが判明した。

事例3

コンベヤーによる労災事故を発生させたプラント運転管理事業者等を書類送検

三鷹労働基準監督署長、プラント運転管理業を営む法人2社ほかを労働安全衛生法違反の容疑で、平成26年1月27日、下記のとおり東京地方検察庁立川支部に書類送検した。

事件の概要

平成25年5月29日、東京都内の下水処理場において、派遣労働者(男 24歳)がコンベヤーの開口部(縦20cm×横30cm)のふたを開け、コンベヤーで運ばれていた汚泥の温度を計る作業中、コンベヤー内に物を落とし、これを取ろうと開口部に手を入れたところ、コンベヤーに手を巻き込まれ右手首を切断するという労働災害が発生した。

捜査の結果、温度を計る作業において、コンベヤーに労働者の身体の一部が巻き込まれる等の危険が生ずるおそれがあったにもかかわらず、

(1)当該下水処理場でプラント運転管理を委託され機械設備等に対する措置権限を有する下水道業を営む会社は、災害発生前日、人材派遣会社から自社を派遣先として派遣された労働者(以下、「派遣労働者」という。)Aを当該作業に従事させていたが、非常の場合に直ちにコンベヤーの運転を停止できる装置(以下、「非常停止装置」という。)を設けなかったこと。

(2)下水業を営む会社から業務の一部の委託を受け、「派遣労働者」の労働災害が発生した下請業者についても、同じくコンベヤーに「非常停止装置」が備えられていなかったにもかかわらず、災害発生当日、被災労働者である「派遣労働者」Bを当該作業に従事させていたこと。

以上が判明したことから、それぞれ、労働安全衛生法違反として送検したものである。

労働者派遣法(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律)により、「派遣労働者」に対する労働安全衛生法第20条に基づく措置義務は、派遣先の事業主が責任を負うこととされている。

平成 26 年 2 月の送検事例

事例 1

ビル解体作業中に下請の労働者が約 26 メートル下に墜落・死亡した事故で書類送検 元請、下請施工業者とも

三田労働基準監督署長は、二次下請である建設工事業者及び同社職長を、また、元請の建設工事業者及び同社現場所長を労働安全衛生法違反の容疑で、平成 26 年 2 月 3 日、東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

平成 24 年 8 月 21 日、東京都港区内のビル解体工事現場において、ビル最上部の塔屋(高さ 9 階に相当)で解体したコンクリート廃材を開口部から投下していたところ、二次下請の作業員 1 名が同開口部から 25.6 メートル下に墜落して死亡した。

捜査の結果、

(1) 高さが 2 メートル以上の開口部には、(2) 手すり、(3) 囲い、(4) 覆い等の墜落防止措置を講じなければいけなかったにもかかわらず、(5) 二次下請会社は、(6) 自ら雇用する労働者に対する墜落防止措置として、(7) 開口部に手すり等を設けていなかったこと

(2) 元請は毎作業日に作業場所を少なくとも 1 回以上巡視しなければならなかったにもかかわらず、墜落事故発生までの直近 1 か月間で 3 回しか現場の作業場所を巡視していなかったこと

が判明した。

事例 2

違法な休日労働で建設業者を書類送検

中央労働基準監督署長は、建設工事業者及び関連会社を労働基準法違反の容疑で、平成 26 年 2 月 12 日、東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

建設工事業者及び関連会社は、東京都千代田区に本社を置くログハウスの建設等を行う事業者である。

労働基準法では、労働者に少なくとも週に 1 回の休日を与えることを義務づけているが、捜査の結果、

建設工事業者は、平成 24 年 9 月 2 日から同年 9 月 8 日までの間

関連会社は、平成 24 年 9 月 23 日から同年 9 月 29 日までの間

自らが施工する工事現場において、ベトナム人技能実習生に 1 週 1 回の休日を与えることなく違法に就労させていた事実が判明した。

事例3

労働安全衛生法違反容疑で厨房設備据付業者を書類送検 荷の下敷きになり、労働者死亡

亀戸労働基準監督署長は、機械器具設置工事業者及び同社代表取締役を労働安全衛生法違反の容疑で、平成 26 年 2 月 17 日、東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

平成 25 年 9 月 19 日、江東区内の飲食店前で、閉店となった同店舗の原状回復工事において、同社労働者（男性 68 歳）が、同店舗から撤去した重量約 390 キログラムの厨房設備をトラックに荷積みする作業に従事していたところ、トラック荷台から厨房設備が落下し、その下敷きとなり、同日死亡した。

労働安全衛生法では、重量が 100 キログラム以上の荷をトラックに積む作業を行うときには、当該作業を指揮する者を定める必要があったにもかかわらず、捜査の結果、同社代表取締役は作業指揮者を定めていなかったことが判明した。

事例4

違法な長時間労働で製本業者を書類送検

池袋労働基準監督署長は、製本業者及び同社代表取締役を労働基準法違反の容疑で、平成 26 年 2 月 20 日、東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

製本業を営む会社及び、同代表取締役（男性 48 歳）は、平成 25 年 4 月 1 日から同年 8 月 31 日までの間に、労働者 8 名に対し、労働基準法第 36 条に定める時間外労働に関する協定（いわゆる 36 協定）による延べ長時間が 1 か月につき 42 時間、特別条項を適用する場合には 1 か月につき 100 時間であるにもかかわらず、1 か月に法定労働時間を超えて、最短で 104 時間 10 分、最長で 190 時間 00 分の違法な時間外労働を行わせたことが判明した。

池袋労働基準監督署は、当該製本業者に対する複数回にわたる臨検監督において、上記協定の延長時間を超える長時間労働の実態を把握し、その都度、是正を求めていたが、法違反が解消されなかったため、労働基準法違反として捜査に着手したものである。

事例5

労災かくしにつき労働者派遣法を適用し一次下請工事業者を書類送検

池袋労働基準監督署長は、建設工事業者及び同社の代表取締役を、労働安全衛生法違反の容疑で、平成26年2月20日、東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

平成25年1月17日、東京都板橋区内の下水処理場において、機械設備の取替え工事を行っていたところ、他社からの派遣により、一次下請負人である被疑者の指揮命令下で作業をしていた労働者(男性62歳)が、撤去作業中の制水扉と作業場所近傍の壁との間に右手中指及び環指をはさみ、加療約2か月を要する骨折をする労災事故が発生し、4日以上休業するに至った。

労働安全衛生法では、休業4日以上を要する労働災害について、所轄労働基準監督署長に労働者死傷病報告の提出を義務付けているが、被疑者(男性60歳)はそれを怠ったものである。

事例6

車両系建設機械の用途外使用による労働災害で工事下請会社及び職長を書類送検

大田労働基準監督署長は、水道工事業者及び同社の職長を、労働安全衛生法違反の容疑で、平成26年2月25日、東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

平成25年4月4日午後7時頃、東京都大田区内の水道工事現場内において、一次下請負人の労働者(男性58歳)が、職長(男性56歳)の運転するドラグ・ショベルに轢(ひ)かれ骨盤骨折等の怪我(けが)を負わせるといふ労災事故が発生した。

捜査の結果、職長は、労働安全衛生法では法定の除外事由なく車両系建設機械を主たる用途以外の用途に使用することを禁止しているにもかかわらず、掘削用の車両系建設機械であるドラグ・ショベルのバケットに取り付けられたフックを用いて水道管をつり上げたまま、ドラグ・ショベルを走行させ、ドラグ・ショベルをその主たる用途以外の用途に使用していたことが判明した。

立体駐車場内の塗装工事中に死亡災害 請負会社と作業指揮者を労働安全衛生法違反容疑で書類送検

品川労働基準監督署長は、建設工事業者及び同社の作業指揮者を労働安全衛生法違反容疑で、平成26年2月25日、東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

東京都目黒区内の新築マンション工事現場において、マンションの附帯設備である立体駐車場の内部で、労働者に塗装・補修作業を行わせる際、立体駐車場内の搬器(車両を運搬する台)を労働者が作業箇所へ移動するための「エレベーター」代わりとして使用させていた。

立体駐車場のような運搬装置をエレベーターとして労働者に使用させる場合は、搬器に壁又は囲いを設ける等の法令上の規格を満たさなければならないが、当該規格を満たさない状態で使用させていた。

ゴンドラや型枠足場の設置等により安全な移動方法が可能であったにもかかわらず、飽くまで作業効率を優先し既存の運搬装置をエレベーターとして使用させた結果、平成24年8月9日に作業員1名(男性当時52歳)がカウンターウェイト(搬器の反対側にある釣合いをとるための錘(おもり)で、搬器に合わせて移動する)に挟まれて死亡した。

平成 26 年 3 月の送検事例

事例 1

被災労働者 3 名の墜落災害を発生させた木造家屋建築工事業者等を書類送検

三鷹労働基準監督署長は、建設業 2 社を労働安全衛生法違反の容疑で、平成 26 年 3 月 10 日、東京地方検察庁立川支部に書類送検した。

事件の概要

平成 25 年 8 月 8 日、東京都西東京市の木造 2 階建住宅建築工事現場において、労働者 3 名が 1 階梁上(高さ 3 メートル)で桁を組み込む作業中、中心となっていた桁との間にバールをかましてハンマーでバールを叩いたところ、3 名が桁ごと落下し、骨折等の負傷を負うという労働災害が発生した。

捜査の結果

- (1)元請会及び下請会社は、それぞれ高さ 3 メートルの箇所では桁を組み込む作業において、労働者の墜落による危険を防止するために、防網(安全ネット)を張り、労働者に安全帯を使用させるなどの措置を講じなかったこと
- (2)元請会社は、当該作業は、軒の高さが 5 メートル以上の木造建築物の構造部材の組立作業であったのに、安全帯等の使用状況の監視等をする「木造建築物の組立て等作業主任者」を選任しないまま作業を行っていたこと

が判明したことから、被災した労働者 3 名のうち 1 名が所属していた元請会社と 2 名が所属していた下請会社をそれぞれ、労働安全衛生法違反として送検したものである。

事例 2

学習塾経営者を最低賃金法違反容疑で書類送検

立川労働基準監督署長は、学習塾と同塾代表取締役を、平成 26 年 3 月 18 日、最低賃金法違反(賃金不払い)の容疑で、東京地方検察庁立川支部に書類送検した。

事件の概要

被疑者学習塾及び同塾代表取締役は、労働者 8 名に対し、平成 25 年 6 月 1 日から同年同月 30 日までの賃金総額 869,590 円を、所定支払日である平成 25 年 7 月 12 日に支払わず、もって東京都最低賃金時間額 850 円以上の賃金を支払わなかったもの。

事件の発生状況

平成 25 年 9 月 17 日、被疑会社の元労働者から、立川労働基準監督署に対し、平成 25 年 6 月分から同年 8 月分までの賃金が全く支払われない旨の申告があり、申告監督を実施し、是正勧告をして行政指導を行ったが、是正しなかったことから捜査に着手し、最低賃金法違反が明らかとなった平成 25 年 6 月分の賃金不払について書類送検したものの。

最低賃金法違反容疑で書類送検 賃金不払で葬祭業のグループ会社3社を送致

上野労働基準監督署長は、葬祭業等を営む中核会社及びグループ会社2社と同3社の代表取締役を最低賃金法違反の容疑で、平成26年3月19日、東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

- (1) 中核会社は、台東区で葬祭用品のレンタル及び葬儀受付事業を営む事業場であり、被疑者は同社の代表取締役として同会社の業務一切を統括管理する者である。

中核会社は、労働者計4名に対し、平成24年2月1日から同年2月29日までの同年3月分賃金合計1,239,436円を、その所定支払日である平成24年3月25日に支払わず、もって、東京都最低賃金の時間額837円以上の賃金を支払うべきところ支払わなかったものである。

- (2) グループ会社Aは、台東区で中核会社ほかに労働者を派遣する事業を営む事業場であり、被疑者は同社の代表取締役として同会社の業務一切を統括管理する者である。

グループ会社Aは、労働者計4名(うち1名は茨城県勤務)に対し、平成24年2月1日から同年2月29日までの同年3月分賃金合計1,127,755円を、その所定支払日である平成24年3月25日に支払わず、もって、東京都最低賃金の時間額837円以上の賃金及び茨城県最低賃金の時間額692円以上の賃金を支払うべきところ支払わなかったものである。

- (3) グループ会社Bは、台東区で葬祭用品の製造及び販売を営む事業場であり、被疑者は同社の代表取締役として同会社の業務一切を統括管理する者である。

グループ会社Bは、労働者計3名(うち1名は福岡県勤務)に対し、平成24年2月1日から同年2月29日までの同年3月分賃金合計1,659,760円を、その所定支払日である平成24年3月25日に支払わず、もって、東京都最低賃金の時間額837円以上の賃金及び福岡県最低賃金の時間額695円以上の賃金を支払うべきところ、支払わなかったものである。

事例 4

道路貨物運送業者を労働安全衛生法違反容疑で書類送検

立川労働基準監督署長は、貨物自動車運送業者と同社センター所長を、平成 26 年 3 月 25 日、労働安全衛生法違反（フォークリフトの無資格運転）の容疑で、東京地方検察庁立川支部に書類送検した。

事件の概要

被疑者 A(センター所長)は、平成 24 年 10 月 22 日、トラックから荷下ろした冷凍食品を同センターに設置された冷凍庫に移動する作業において、フォークリフト運転技能講習修了等の運転資格を有しない労働者に最大荷重 1.25 トンのフォークリフトを運転させたもの。

その結果、同日午後 7 時ころ、同労働者が冷凍庫内で当該フォークリフトと冷凍庫内に設置された鋼製の棚の枠との間に挟まれた。

被災者は意識不明の状態で見られ、その後意識を回復したものの、現在も後遺症が残り、リハビリテーションなどの療養を継続している。